

磯子区における福祉保健活動拠点の指定管理者の指定に関する要綱

制定 平成 16 年 9 月 2 日 磯福第 227 号

(目的)

第 1 条 この要綱は、横浜市福祉保健活動拠点条例（平成 10 年 10 月横浜市条例第 40 号、以下「活動拠点条例」という。）第 5 条の規定に基づき、横浜市磯子区福祉保健活動拠点の指定管理者を公平かつ適正に指定するために、別に定めるもののほか、必要な事項を定める。

(指定管理者の指定及び指定管理者選定委員会)

第 2 条 磯子区長（以下「区長」という。）は、活動拠点条例第 5 条に定める指定管理者（以下「指定管理者」という。）の指定を行おうとする際は、あらかじめ次項に定める磯子区福祉保健活動拠点指定管理者選定委員会（以下「選定委員会」という。）を設置し、その意見を聞くものとする。

- 2 選定委員会は 10 人以下の委員をもって組織する。
- 3 選定委員会の委員は、必要がある場合には、学識経験者や利用者の代表者等から意見を聞くことができる。
- 4 選定委員会は、指定管理者の指定を受けようとするものに対し、書類審査及びヒアリングを行うものとする。
- 5 選定委員会の運営に関する事項は、別に定める。

(指定管理者の指定基準)

第 3 条 区長は、指定管理者の指定にあたっては、指定基準を定めるものとする。

(申請書類)

第 4 条 指定管理者の指定を受けようとするものは、あらかじめ定められた期日までに、次の書類を区長に提出しなければならない。

- (1) 指定申請書（様式 1）
- (2) 事業計画書（様式 2）
- (3) 定款
- (4) 法人の登記簿謄本
- (5) 申請書類を提出する日の属する事業年度の収支予算書及び事業計画書並びに前事業年度の収支計算書及び事業報告書
- (6) 当該拠点の管理に関する業務の収支予算書

(指定管理者指定議案の提出依頼)

第5条 区長は、指定管理者の指定にあたって、地方自治法第244条の2第6項に定める市会の議決を受けるため、福祉局長あてに指定議案提出依頼書を提出する。

附 則

この要綱は、平成16年9月2日から施行する。